



® 平成 29 年 3 月 24 日 (金)

No. 14410 1部370円(税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆海外商標制度シリーズ⑪

ベトナムの商標制度の概要…………… (1)

☆経済産業省令第9号…………… (9)

☆知的財産関連ニュース報道(中国版) …… (10)

海外商標制度シリーズ⑪

ベトナムの商標制度の概要

特許業務法人RIN IP Partners

弁理士 新井 悟

1. はじめに

ベトナムは、インドシナ半島の東端に位置する国で、人口は約9,270万人で、ASEANの中では、インドネシア、フィリピンに次ぐ第3位である。経済の規模を表す名目GDPはASEANの中ではフィリピンに次ぐ6位であり、ASEAN主要国の中では最下位ながらも、過去5年の平均実質GDP成長率は5.9%と、堅調な成長を続けている。

日本企業も、安価な労働力から多くの企業が進出しているが、ベトナムは模倣品が増加傾向にあることから、進出するに際しては、知的財産の保護にも十分留意すべきである。知的財産に関連する法律は、特許、商標、意匠、著作権などが知的財産法の中に一緒に規定されており分かり難い。また日本語(漢字、片仮名、平仮名)の商標は、ベトナムの平均的消費者が理解できないため、識別力がないと判断さ



特許検索競技大会 2016
団体の部：2連覇達成！
個人の部：最優秀賞 受賞



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテック・イノベーション・システム株式会社

お問合せ先 IP 事業本部 勝山 Tel 0565-43-2954 Fax 0565-43-2980

れており、商標登録を受けることが困難である。日本で販売している製品をそのままベトナムに輸出する場合は、商標登録を得ることが出来ず、模倣品が発見されても、対策を取り難いという状況が発生してしまう。ベトナムの法制度の特徴を理解し、リスク対策を十分行うべきである。今回は、ベトナムの商標登録制度について、日本と異なる特徴点を挙げながら、概説する。

2. 知的財産保護状況

【法律・条約等の加盟状況】

ベトナムが加盟している条約としては、パリ条約、TRIPS協定等がある。知的財産に関する法律としては、2006年に施行された知的財産法 (Intellectual Property Law 50/2005/QH11) がある。現行法は、2009年改正の知的財産法 (No.36/2009/QH12) (以下、「知財法」という) で、特許、意匠、商標、商号、地理的表示、回路配置、著作権、著作隣接権、育成者権、ドメインネーム、不正競争、営業秘密が規定されている。

ベトナムは、2006年7月11日にマドリッド協定議定書に加盟しているため、マドリッド協定議定書に基づく商標の国際登録出願を利用して商標出願することが可能である。なお、ベトナムは、マドリッド

議定書第14条 (5) の宣言をしていないため、当該国において議定書の効力が発生する日 (2006年7月11) 前の国際登録についても、ベトナムを事後指定することが可能である。

【組織】

ベトナムでは、商標に関しては、科学技術省傘下のベトナム国家知的所有権庁 (National office of Intellectual Property of Vietnam (以下、「NOIP」)) という) が管轄官庁である。NOIPは、特許、意匠、商標、地理的表示、回路配置に関する出願手続き主な業務とする。著作権は、ベトナム著作権庁 (Copyright Office of Vietnam) の管轄である。

【出願・登録件数】

出願の傾向は、2011年以降、緩やかではあるが増加基調にある。2014年のアセアン諸国の商標出願の件数は、以下の通りである。なお、ラオス及びミャンマーは、統計資料がないことから、対象国から除外している。1 出願多区分出願が認められない国があることから、一概に比較することは出来ないが、単純に出願件数で比較するとベトナムは、8 カ国中3 番目で、比較の出願数が多いといえる。

商標出願件数

